

| 提案事項管理番号 | 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名) | 措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容 | 提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 制度の所管・関係官庁 |
|----------|---|---|--|--|-------|--------------|------------------------------|
| 1003040 | 開発区域内の公共施設の変更許容と貸与 | 開発区域内に包括される公共施設は、公共施設の機能を妨げない限度で相当の代替用途を確保することをもって、開発事業者が公共施設の位置や形状を変更し、これを借用することができるものとする。 | 都市計画法に基づく開発行為において、開発コストを軽減し、迅速な開発完了をめざす。これによって開発行為の結果物の受益者の利便と経済性をも図る。 具体的には、開発行為の申請区域内に包括される公共施設(主として道路敷と水路敷)であっても、代替用途を確保して機能を維持することを条件に、開発事業者による位置や形状の変更を認め、これを公共施設として存続させ、公共施設の管理者から借用できるものとする。 これにより、既存の公共施設の効用(社会資本)を維持しつつ、開発費用を抑えることができる。 | 提案理由: 開発区域に包括される公共施設の位置・形状を変更する場合、用途廃止により払い下げを受け普通財産に転換する。この払い下げ申請とそれに先立つ測量は開発行為の時間的経済的な負担となる。この負担の軽減は、開発行為の時間的経済的負担を軽減し、開発事業者の意欲を喚起する。 弊害防止措置: 公共施設の機能を損ない、又は公共施設の安全基準、保安基準を下回る懸念がある。従って、公共施設の変更内容を明記させ、遵守条件や基準をクリアする義務を課す必要がある。その実効性を担保するため、以下の措置が有効である。 公共施設の変更内容を開発許可申請の内容として、技術指導の中で審査する。 改修されないまま放置される場合には、公共施設管理者の権限で「公共施設」に必要な改修を行う。 管理者が改修を行った場合には、改修費用を開発事業者(又はその結果物の所有者)から徴収する。 | 静岡県 | 株式会社アイエイアイ | 財務省 国土交通省 |
| 1015010 | 神奈川県内平塚市、大磯町、二宮町(平塚保健福祉事務所管内)における精神障害者の社会的入院者の、退院促進および自立支援するため国有財産を活用する提案 | 遊休(空き)国有財産の活用による社会福祉法人への払い下げまたは無償貸与によりグループホーム運営を図る。もって精神障害者の社会的入院者および家族からの自立を促進する。 | 平塚市内にある財務省の職員宿舍・土地および国土交通省の土地・職員宿舍、厚生労働省の雇用促進住宅(職員宿舍)を無償等で借受してグループホームを運営し、社会的入院者の退院促進や精神障害者の自立促進を図る。 | 社会的入院を続ける人や家族と同居している人も、生活面で自立をしたくとも住宅のないところが問題である。外国での社会復帰成功事例などを見ても個人個人が精神的にも物理的にも自立するためにも家族とは別な住居を確保することが必須要件である。 | 神奈川県 | 社会福祉法人アルタイトル | 財務省 国土交通省 厚生労働省 法務省 |

| 提案事項管理番号 | 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名) | 措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容 | 提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 制度の所管・関係官庁 |
|----------|---|---|---|---|-------|-------|--------------|
| 1044010 | 廃校施設のより一層の有効活用を促進するための国庫納付金の算定方法の改善について | 認定を受けた地域再生計画に基づき補助対象資産である廃校施設を譲渡する場合、国庫納付額の算定に当たり、その譲渡価格の範囲内で納付するよう、算定方法を改善いただきたい。 算定式による国庫納付額(A) 譲渡価格(B) 算定式のとおり、所定の金額(A)を国庫納付 算定式による国庫納付額(A) 譲渡価格(B) 譲渡価額(B)の範囲内で国庫納付 | 本道において、廃校施設の有効活用が緊急かつ重要な課題となっているが、一定程度公共施設の整備が進んだことから、民間による活用も積極的に検討しなければならない状況におかれている。他方、現行制度上、民間への譲渡は国庫納付金が必要となるが、その算定方法は市場価格を考慮したものではないことから、譲渡価格を上回る国庫納付金を求められることもあり、廃校施設の有効活用を阻害することが懸念される。このため、民間による廃校施設の有効活用をより一層促進する観点から、地域再生計画の認定を条件とした上で、国庫納付金の算定方法の改善を求めるものである。 | 事業活動の一環として廃校施設を活用する場合、ある程度の設備投資が必要な場合もあることから、借り手である民間が譲渡を望むケースも想定されるとともに、イコールフットイングの観点から、借り手である民間に対して適正な対価を求める必要がある 本道における不動産取引は首都圏ほど活発ではなく、また、価格水準も低いことから、実際の市場価格を加味できるような国庫納付金の算定方法の改善が必要である 譲渡に際しては、不動産鑑定士による鑑定結果を踏まえて価格を検討・協議するなど、適正な価格による譲渡に努めることは当然である。 | 北海道 | 北海道 | 財務省 文部科学省 |
| 1075010 | 補助金等の交付決定取消の適用除外 | 補助金を財源に造成した基金の用途を拡大した場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条(決定の取消)に該当し交付金返還の事態も想定されるが、本規定を適用しない特例を設ける。 | 新潟県では、電力移出県等交付金(経済産業省)を財源として企業立地資金貸付事業を行うための基金を造成(557~H4、33.5億円)した。その後の経済環境の変化により貸付事業は低迷している状態であり、基金が有効に活用されているとは言い難い。そこで本基金の財源である電力移出県等交付金の趣旨も考慮の上、誘致企業に対する支援強化を図る観点から本基金の用途に「誘致企業に対する補助金」を追加し、補助金の財源とするため一般会計に貸し付ける。なお、貸付額は年次計画で一般会計から基金に全額返済する。 | 電力移出県等交付金は「誘致企業に対する補助金」等に充当することが可能であり、基金の用途拡大は本交付金の目的から逸脱するものではない。 補助金適正化法第22条に基づき、補助対象財産の有効活用の観点から、既に廃校を社会福祉施設に転用するなどの事例は認められており、地域再生法上の手続きの特例によりワンストップ化や処理期間の短縮化が図られている。 代替措置:基金についても上記に準じた手続きを通じて、関係省庁の承認を得ることにより、法の目的とする「補助金等の不正な使用の防止」は確保できるものとする。 | 新潟県 | 新潟県 | 財務省 経済産業省 |

| 提案事項管理番号 | 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名) | 措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容 | 提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 制度の所管・関係官庁 |
|----------|--|--|---|---|-------|--|-----------------------|
| 1089010 | 補助を受けて整備した施設の転用の弾力的運用について | 補助を受けて整備した施設(社会福祉施設・保健衛生施設等)を民間や自治会、NPO法人等の地域活動団体に対しても無償譲渡を可能にする。 | 氷上郡6町が合併して誕生した丹波市は各町において、国県の補助を活用した施設が相当数存在し、市として有効活用を図る上で、活用方策を見直すとともに行革の観点でも整理統廃合が重要な課題となっている。 市が提唱する心の合併の具現化のためにも、市内各地域の特性を活かせるよう、地域で活用されている公園やコミュニティ施設等を地域活動団体や民間に無償譲渡する。丹波市独自の「地域づくり交付金」の活用により、地域の活動拠点として自由な発想での活用により、地域の活性化につなげようとするものである。 | 市内には400を超える市有施設があり、社会福祉施設及び保健衛生施設においても新市における機能役割を見直す結果、統廃合が必要になる場合が生じている。 地域の活性化につながる施設の活用を考えるうえで、無償貸付の場合は修繕をはじめとする維持管理面において市の関与が残り、地域コミュニティを大切にしたい自立型まちづくりを進めるうえで障害となりうる。 このため、支援措置として無償譲渡を加えることで運営から維持管理に至るまで、一貫して地域が受け持つことで、小学校区単位の独自の取り組みが可能になると考える。 | 兵庫県 | 丹波市 | 財務省 厚生労働省 |
| 1101010 | 下水道補助対象施設の上部利用や施設壁面等への広告利用等における目的外使用承認の柔軟化 | 下水道施設の上部利用や施設壁面等への広告利用等を民間事業者の収益事業を誘導することが可能となるよう規制を緩和し、一定条件のもとにおける私権の設定が可能となるよう措置されるとともに、それにより生じた利益を下水道事業会計の収入とすることで収支改善を図る。 | 下水道施設の上部空間の利用方法について企業募集を行い、審査のうえ決定した企業に貸与して収益事業等(スポーツ施設・駐車場・コンビニ等)を行っていただく。また、壁面・塀等を広告スペースとして企業に広告(看板等)を設置していただく。 上記により、当該事業者から徴収した上部等の使用料を本市下水道事業の収益とし、下水道事業会計の収支改善を図る。 | 本市は、全国的にも著しく市街化が進んでいる都市であり、公共施設だけではなく、民間施設においても、限られた土地面積での有効利用が求められる。 これまで、下水道事業のアメニティ対策として下水道施設上部を利用し、「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律」等の手続きを行い、広場・市民農園・テニスコート等を設置してきているが、民間参入により、民間需要の拡大に伴う経済効果や都市の活性化を図れることが考えられる。また、下水道施設の壁面等を利用して広告事業を行い、同時にこれらの使用料を下水道事業会計へ繰り入れることで収支改善が図れるとともに、市民ニーズに沿った施設の有効利用が可能になると考える。 | 大阪府 | 大阪市 | 財務省 国土交通省 |
| 1119010 | 過疎地遊休施設自由転用制度 | 補助金等で建設された地方自治体の遊休施設等の利用制限等を撤廃し、利用を促進する。現実的に未利用で低生産性の公営住宅・元学校等を貸別荘・ベンチャー・NPO等への貸与等で高度有効利用する。過疎地では細かい条件を満たすような利用者は存在しないに等しく、例えば人口500の大川村では、人口換算で1割程度以上の公営住宅が遊休している。一方都会には田舎暮らしをしたかったり、事務所の位置などに制限されないベンチャーやNPOが存在する。彼らを一泊以上の体験宿泊、貸別荘、貸事務所等に貸し出す。 規制の撤廃 | 交流人口の増加による経済効果、異文化の流入による活性化、将来の定住見込み者の囲い込み、家賃収入(庭付き一戸建て住宅を、貸別荘にすれば3泊程度で1ヶ月分の正規家賃収入が得られる)による自治体の財政の改善、地元企業への刺激、空き家所有者への賃貸モデルの視覚化 規制によりがんじがらめで人材不足の新たな発想への意欲さえ起きないような超高齢化過疎地域、 | 大川村に移住しようとしたが、村役場では、種々雑多な省庁の多岐に渡る事業で建設されており、賃貸できる空き室の公営住宅のリストアップさえままならなかった。個々の利用条件が細かく制限されているため、特に独身者の入居は出来ない物が多く、地元の若者が親の家を出てなおかつ地元で暮らしたいなどのニーズにさえ応えられず過疎を加速していた。過疎対策のはずの住宅が村の財政負担を増し過疎を加速させる原因になっている。都会から見れば目の前に広がる自然の中に安価な個建ての別荘が持てれば、国民生活の多様性が広がり、今後増える団塊の大量退職者の老後の住処への体験生活の提供ができる。又、全国レベルあるいは世界レベルでの活動をするNPO・ベンチャーで、事務所が都会でなくても良く、低予算で運営したいところで有れば、ブロードバンドの整備と秘書機能を合わせれば、企業誘致と遊休施設利用促進が同時に図れる。 | 高知県 | (個人)と地域の未来を創る会、株式会社くじら、有限会社オダタ、有限会社四万十くじら、個人 | 財務省 文部科学省 国土交通省 |

| 提案事項管理番号 | 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名) | 措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容 | 提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 制度の所管・関係官庁 |
|----------|---|--|--|---|-------|------------|--------------------------------|
| 1136010 | 環境優先の新生都市住宅まちづくりモデル事業(「ご近所パワー」による政府未使用地利用開発「ご近所さん事業構想」) | 練馬区では政府未使用地等未利用地が虫食い状態となっているが、地価が高価格である為、区民個人の購買意欲は減退しており、まちづくり・防災対策への足枷となっている。措置として、土地の権利を建ぺい率・容積率に分離(土地:区民にPAや緑地専用用地として売却、平面利用している土地の容積率を空中権としてマンション等立替需要者に売却、土地(政府未使用地等)は入札を通じて優先順位を付け売却(近隣住民・周辺住民・区民・区一般)できるようにする。 | 練馬区は、「環境まちづくり事業本部の使命と取り組み」や「経営方針」に基づき、環境への配慮を基点にしたまちづくりを組織的に推進するため「環境まちづくり事業本部」を平成17年4月に立ち上げた。「環境清掃部」「都市整備部」「土木部」の3部、平成18年度からは「まちづくり調整担当部」が加わっている。当事業においては、都市部における狭小の虫食いの代物弁済の土地、点在する物納物件を、PAや緑地等に利用し、まちづくり、まちの景観づくりの拠点に、又、まちかどの防災の拠点等への利用を図り、これらを有効に利用することを目的とする。練馬区と供に、環境優先の新生都市住宅まちづくりモデル事業提案を行う。(別様参照) | 従来のまちづくりは、現行法の地区計画で行われている。最低10年はかかる覚悟が必要となる。しかし、現段階の都市部、練馬区における「まちづくり、まちの景観づくり、又、まちかどの防災の拠点づくり」は地区計画程度の狭いエリアでは解決出来ない課題をかかえている。高額な地価、細分化され続ける住宅地、老朽化した街区道路、住民の高齢化。練馬区は区民が快適に暮らせるように、みどり豊かで環境と共生する生活しやすいまちづくりを進めている。練馬区の調整権の基、練馬区全体の環境を保全しつつ、練馬区全域を1括りとして捉え、モデル事業としてスタートしなければ対応することが出来ない。(別様参照) | 東京都 | すずしろ事業協同組合 | 財務省 国土交通省 |
| 1164010 | 技術力のある中小企業者に対する受注機会の拡大(競争参加資格制度の改善) | 各省庁における物品の製造・販売に係る競争契約への参加資格者は、企業の年商などが評価要素の大半を占める統一資格審査によって格付けされている。この統一資格審査の基準を改善し、精密機械や医療機器の製造など、技術力が必要な分野については、その技術力(特許の保有件数など)や海外を含む製品の製造・販売実績等を判定要素とする新たな区分を設ける。また、「中小企業者に関する国等の契約の方針」についても、技術力を適正に評価した競争参加が行われるよう、具体的な手法を方針に盛り込む。 | 統一資格審査において、企業の技術力を評価・格付けする新たな区分を設けることにより、年商など企業総体の格付けだけでなく、個々の製品の技術力を生かした適正な競争を行うことが可能となる。また、医療機器の製造など、高度な技術力を要する分野の競争参加では、適正な競争を担保するため、仕様書の内容を審査する審査会等の設置を規定する。さらに、「中小企業者に関する国等の契約の方針」として閣議決定されている中小企業者の受注機会の増大のための措置についても、大企業と中小企業が技術力で適正な競争ができるよう、理念ではなく具体的な手法を持って示すことが必要である。 | 中小企業の中には、特定の製造分野で大企業を凌ぐ高い技術力を持つ企業がある。しかし、現行の統一資格審査による格付けでは競争に参加できず、大企業の下請けとしての受注しかできないのが現状である。統一資格審査の中にも、「各省庁が適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある」ことを明記しているが、技術力の評価に関する具体的な規定が無いため、実際の調達の実施にあっては、統一資格審査の格付けをよりどころとせざるを得ない状況にある。また、医療機器の製造など、高度な技術力を要する分野の競争参加では、仕様書の作成にも高度な知識が必要であるため、第三者による審査会等の設置が必要である。 | 東京都 | 三鷹市 | 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 |
| 1033010 | 酒類製造免許の要件緩和 | ブランデーの酒類製造免許取得において、酒税の保全の観点から一般に採算が取れるか否かの判断基準となっている酒税法第7条第2項におけるブランデーの製造見込数量(最低製造数量基準)六キログラムを、事業地域内での販売を目的として農業者個人が自身の生産した果実・野菜を使用してブランデーを製造、なお且つ免許申請の時点で免許を受けた後一年間の生産計画を提出し、その生産計画から算出される酒税額を予定納税することにより撤廃し、酒類製造免許を受けることができるよう規制変更をお願いしたい。 | 遊佐町とハンガリー・ソルノク市が姉妹都市提携を行っていることから、本町町民にとって馴染みの深いハンガリーの地酒であるパーリンカ(ブランデー:別紙「パーリンカについて」参照)を、町内農業者個人が、自身が生産した果実・野菜を使って製造し町内ホテル、レストラン等にて飲用として供する。日本ではまだ一般的ではないパーリンカを遊佐町のシンボリックな商品として製造、町内にて販売することで、新たな地域ブランドの確立と果実・野菜生産農家の経営安定化・活性化、町内にて販売することによる観光客誘致、更にはソルノク市との技術的交流をとおした国際感覚に優れた人材の育成など、経済的・人的両面からの地域活性化が進められる。 | 提案理由(概要・別紙提案理由書あり):本町では、果実・野菜農業経営が不安定であり、位置的・気象的条件による冬季の観光誘致が困難なため、観光収入も不安定である。この対策として、町内生産果実を使ったパーリンカ(ブランデー)の製造・販売ができれば、地域経済の活性化、国際交流の発展が可能となる。しかし、現行制度では、最低製造数量の要件があるため、新規参入が難しい。そこで、本特例措置により、農業者個人が自身の生産した果実・野菜を使用して製造する場合にのみ適用し、且つ、酒税の保全の観点から、免許申請時に製造免許申請者は一年間の生産計画の提出と、その生産計画から算出した酒税額を予定納税する。製造した酒類は事業区域内にて飲用にのみ供する。 | 山形県 | 遊佐町 | 財務省 |

| 提案事項管理番号 | 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名) | 措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容 | 提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 制度の所管・関係官庁 |
|----------|-------------------------|---|---|--|-------------|---------------------------------|------------|
| 1123070 | 果実酒等の製造免許に係る要件緩和 | 地域内で生産されるブドウなどを使用し果実酒の製造ができれば、地域振興に役立つものと考え、酒税法第7条第2項により最低製造数量(6キロリットル)が決められており、免許の取得が困難である。このため、この最低製造数量の要件緩和を求める。 | 地域内で生産される農作物(ブドウ等)を使用し、地域内の方が果実酒、保命酒、バラ酒、梅酒などを製造する場合には、酒税法第7条第2項の最低製造数量の要件を適用除外とする。このことにより、酒類製造に関する新産業の創造が可能となり、地域の発展に大きく貢献するものと考え。 | 提案理由： 鞆町では、1970年には1万人以上いましたが、人口は減少し2005年3月末現在では5,407人になっている。65歳以上の割合は、現在36.7%と高齢化率が高く、更に、75歳以上の割合は、18.7%となっており、間もなく住民の5人に1人が75歳以上の高齢者になると予想される。 原因は、農業漁業、鉄鋼業、観光産業の衰退により若者の雇用が維持出来ず、又、通勤に不便な道路事情により過疎化と少子高齢化が加速した。このままでは近い将来、集落の崩壊が危惧され、集落機能の維持が困難になることは目に見えている。 そこで、地域特性を活かした酒類製造産業を創出する事により、観光産業等活性化を図り、地域の発展を実現できる。 | 広島県 | 個人 | 財務省 |
| 1138130 | レモン酒類の製造免許における最低製造数量の緩和 | 酒造免許を得るためには酒税法上、年間最低製造数量が6キロリットルと決められていますが、180リットルに緩和していただきたい。 | 尾道市瀬戸田町は、国産レモンの発祥の地、国内生産の70%を占めている。そのうえ減農薬栽培にこだわっているため、その皮は廃棄することなく充分活用できる。そこでその「皮」を利用して「レモン酒」を製造、販売する。製法は、国内産純米アルコールと、北海道産甘藷糖を入れたタンクに、「レモンの皮」を5,6ヶ月漬け込む。その後、それを濾過し、720ミリリットル瓶に詰め販売。製造設備は全て、島内(可能であればテーマパークのシトラスパーク瀬戸田)に設置し、雇用の促進も図る。 | 瀬戸内海を跨ぐ「瀬戸内しまなみ海道」が開通したものの、芸術、観光、漁業、柑橘の町も、年々寂れてきています。以前のように活気ある島を取り戻したいと、島民は願っています。そこで島の特産品「レモン」を利用した「レモン酒」を製造、販売する事とした。しかし、最低製造数量が6キロリットルと、当初の販売量としては厳しい状況です。年間最低数量を、当初は180リットルに規制緩和していただき、レモン生産農家、レモン酒製造業者、販売業者を中心に島内を活性化させ、以前の瀬戸田町を取り戻す。この事は島内を初め近隣の島々に影響を与え、しまなみ海道の交通量の増加にも繋がる。 | 東京都、 広島県 | 社団法人日本ニュービジネス協議会 連合会、株式会社椿き家 | 財務省 |

| 提案事項管理番号 | 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名) | 措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容 | 提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 制度の所管・関係官庁 |
|----------|----------------------------|---|---|--|-------|---------------------|------------|
| 1037010 | 酒税法の、製造・販売許可等の規制及び要件の緩和 | <p>・酒税法第7条第2項 一年間の製造見込数量 「特定の地域内(明和町)で生産する梨を使用してワインを製造する場合には、上記を規定の適用除外とする」</p> <p>・酒税法第9条第1項 通信販売等を含む販売許可取得要件 「同じく特定の地域内(明和町)で生産する梨を使用して製造されたワインの販売に関しては、上記を規定の適用除外とする」</p> | <p>・町内にある酒造会社の工場跡地を利用し、町の特産品である梨でワイン醸造を行い、町の新たな特産物を作り、梨生産者の生産意欲の向上と、農地の保全を図る。</p> <p>・町内店舗での販売のほか、町のイベントや農産物直売所等で販売するほか、通信販売も取り入れ、明和の梨を県内外へのPRし、地域の活性化につなげる。</p> <p>・本事業により明和の梨の更なる販路拡大と消費量の増を図るほか、新たな農家の生産への参入及びそれに伴う遊休農地の解消を図る。</p> | <p>・町の特産品である梨でワインを製造し、季節限定である果実を周年楽しめるようにし、梨の消費量増及び新たな生産農家参入・生産量増を図る。</p> <p>・町の総合計画のなかで、農業離れ、担い手不足、農業経営者の高齢化対策のため、後継者の育成のほか、付加価値の高い農産物の生産、特産品の開発等新たな農業の展開と振興に努めるとあり、必要な事業と考える。</p> <p>・梨農家の生産意欲の高揚を図り、高齢化・後継者不足に歯止めをかけるほか、町の特産品としてのPR、新たな観光資源の開発につなげる。(他別記参照)</p> | 群馬県 | 明和町 | 財務省 |
| 1138110 | 飲食店における一般酒類小売業免許付与の場所要件の緩和 | <p>近年、飲食店では飲食サービスに加え、ソフトドリンクなどのコンビニコーナー(小売業)を並業している。しかし、同じ冷蔵陳列棚で酒類販売の表示をしても酒類の小売業の免許を得るには飲食業とは別にコンビニコーナー専任の勤務員を配置しなければならない。時代は進み、飲食と物販は兼業化という趨勢にあわせて、帳簿は別、勤務員は飲食業と小売業の兼務は可というように場所要件を緩和してほしい。</p> | <p>近年、飲食店では飲食サービスに加え、ソフトドリンクなどのコンビニコーナー(小売業)を並業している。しかし、同じ冷蔵陳列棚で酒類販売の表示をしても酒類の小売業の免許を得るには飲食業とは別にコンビニコーナー専任の勤務員を配置しなければならない。時代は進み、飲食と物販は兼業化という趨勢にあわせて、帳簿は別、勤務員は飲食業と小売業の兼務は可というように場所要件を緩和してほしい。</p> | <p>現行法では、飲食業は酒類小売業から酒を仕入れてお客に飲酒サービスを行っており、もし、酒類小売免許を与えるなら、酒類卸売業から飲食業が安価に仕入れて、飲酒サービスを行うケースが出てくると心配し、飲食業と別に専従を置かないと酒類小売の免許を与えないと推察される。しかし、飲食業とコンビニ兼業が趨勢なら、帳簿は別、人は兼務でも一向に問題はない。</p> | 東京都 | 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会 | 財務省 |

| 提案事項管理番号 | 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名) | 措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容 | 提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 制度の所管・関係官庁 |
|----------|--------------------------------|---|--|---|-------|---------------------------|------------|
| 1024010 | 限定酒類卸売業免許の創設 | 全酒類卸売業免許を取得する際の要件を緩和した限定酒類卸売業免許を創設する。これは、酒類の卸売業を営もうとする者のうち、特に地域の特産物を使用して新しい酒類の開発を行った者又は既存の製造業者等に開発を依頼した者がその開発した酒類のみの卸売を行う場合に、取り扱う酒類を限定して卸売業免許を付与するものである。取扱い酒類を限定することから、当然に年平均販売見込数量及び需給調整要件は必要ないものとする。また経験年数については(酒類小売業免許と同様に)国税庁指定の講習の受講に替えることができるものとする。 | 当町が開発した(当町の基幹作物の一つである)大豆を使用した酒類について、当町自身が町内の零細小売店に対して卸売を行い、そこで特産品として小売して頂く。このことで、小売店の売り上げ向上を図ると同時に、投下した特産品開発コストの回収を可能とする。また都市部の方に町に訪れて頂き、特産品酒類を買って頂くことで、都市部との交流の拡大につなげる。 | 当町は、当町の生産農家において米に次ぐ基幹作物となっている大豆を使った特産品作りに取り組んでいる。大豆生産者の安定した生活のためには、その販路の拡大に資するよう、更なる特産品を開発を要し、大豆を使用した酒類(しょうちゅう、清酒)の開発を行ったところである。開発した酒類については当町の酒類小売店等で特産品として販売し、都市部の方に買って頂き、都市部との交流の拡大につなげたいが、既存の卸売業者を使った場合、当町以外の小売店にも卸すことが予想され、当町の目的とするところと合致しない。そこで、当町自身が開発した酒類のみの卸売を行うことができれば、このような問題は生ぜず、当町の零細小売店に優先的に卸すことでローリスクで売り上げ向上に貢献することができ、当町が投下した特産品開発コストの回収も可能となる。そこで、このような状況に合致した場合に限った酒類卸売業免許の創設を提案するものである。なお、酒税の適正な納付の確保の観点からは、当町が卸売業を行っても特に問題となる事項はなく、また、当町自身が開発した酒類のみの卸売りに限定したものであるため、既存卸売業者との競合も生じないと考える。 | 埼玉県 | 鳩山町 | 財務省 |
| 1080020 | 免税店(保税蔵置場)の空港施設外への設置許可(国際観光振興) | 空港内においてのみ認められている免税店(保税蔵置場)を空港外に設置できるようにし、購入した商品を空港内で受け取る事により免税を適用する。 | 免税店を空港施設外に設置することにより、千葉県の商業・観光収入の増進を図る事を目的とする。現在免税店は空港旅客ターミナルにのみ設置が認められており空港外への設置は沖縄振興特別措置法のある沖縄にしか認められていない。空港外の免税店では航空券の提示により商品を購入する事により空港まで保税運送され、商品を引き渡す事により免税を適用できる。免税店が空港施設外に設置されることにより千葉県での滞在時間・日数の増加につながり、オプションツアー等を企画することができ、千葉県の観光資源を最大限に活用できるようになる。 | 千葉県には日本最大の国際空港がありながら、単なる目的地への通過点となっており滞在時間も短く地域商業・観光に寄与しているとは言いがたいものがある。免税店を空港外に設置することにより、免税店を核とした観光ビジネスを構築することができる。【代替措置】単に免税店を空港外に置くだけの事であり購入した商品は受け渡し場所まで保税運送されるので空港内にある免税店と免税の仕組みそのものは変わらない。成田国際空港は年間2700万人(中継客除)利用がある。2700万人×70%＝1890万人 1890万人×6000円＝1134億の経済効果が見込まれる。 | 千葉県 | 社団法人日本青年会議所 関東地区千葉ブロック協議会 | 財務省 |

| 提案事項管理番号 | 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名) | 措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容 | 提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 制度の所管・関係官庁 |
|----------|--------------------------------------|--|---|---|-------|--------|------------|
| 1121010 | 保税加工ソーセージ特区の創設 | 保税加工工場より国内へソーセージ製品の見なし輸出を可能に。併せてこの行為に対して、海外輸入ソーセージ同様の定率関税10%にて国内流通を可能にする。 | 1. 保税加工工場の認可(国内へのみなし輸出目的許可) 2. 保税加工ソーセージの国内へのみなし輸出 3. 生産ソーセージは海外製品同様の10%定率関税にて販売することが出来る | 海外製のソーセージは10%定率関税にて輸入できる一方、国内製ソーセージの豚肉原料は差額関税により原料価格が固定されている。このような状況下において国内製品と海外製品との価格差が著しく生じ、国内の中小零細生産メーカーのシェアは海外製品に浸食されているのが現状です。国内製製品の競争力の低下はひとえにソーセージ用原料価格の高騰に起因するもので、ひいては差額関税制度による原料の内外格差が競争の足枷になっているのであります。そこで、国内製ソーセージについても輸入ソーセージと同様の条件下に機会均等を図ることを提案理由とします。(添付資料 財務省貿易統計ソーセージ参照) | 佐賀県 | 株式会社九食 | 財務省 |
| 1161010 | バイオエタノールを利用した自動車燃料製造にかかる未納税移出手続きの簡素化 | バイオ燃料を製造する事業者に対して登録制度を導入、登録された事業者に対して揮発油(ガソリン)を移出する場合は、未納税移出手続きがあったものとみなし手続きを省略する。 | 登録制度を導入し揮発油の未納税移出手続きを省略することにより、未納税移出の適正利用、バイオ燃料の利用促進を図る。 具体的には、バイオ燃料を製造する事業者はあらかじめ、プラント能力、年間のガソリン使用料(概算)、バイオ燃料製造量(概算)等を明確にし、登録を行う。ガソリン製造者(元売り)は、揮発油(ガソリン)を登録事業者(バイオ燃料製造者)に対して未納税移出する(登録事業者が交付する受領書等を未納税移出手続きの書類とみなす)。バイオ燃料製造者は揮発油(バイオ燃料)を移出した際に課税を受ける。というフローになる。(別葉あり) | バイオ燃料(バイオエタノールをガソリンに混合した自動車燃料)を製造する場合、現行法では揮発油税が、「ガソリン製造所からバイオ燃料製造所へ」「バイオ燃料製造所から販売店へ」と各々移出の段階で課税される。この二重課税を回避するために未納税移出制度があるが、その手続きが煩雑であること等の理由により、大半が二重課税されている。この二重課税を解消するために登録制度を導入し既存の手続きを省略することにより、未納税移出の適正利用、バイオ燃料の利用促進を図るもの。 | 福岡県 | 北九州市 | 財務省 |